

証券コード 4891

2025年5月13日

(電子提供措置の開始日 2025年5月2日)

株 主 各 位

東京都府中市府中町一丁目9番地

株 式 会 社 テ ィ ム ス

代表取締役社長 若 林 拓 朗

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tms-japan.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4891/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ティムス」又は「コード」に当社証券コード「4891」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年5月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議事の模様はインターネットによる同時中継でご視聴いただけます。視聴方法等の詳細は5頁以下をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分予定）
2. 場 所 東京都府中市府中町一丁目5番1号
ホテルコンチネンタル府中 本館2階 楓の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第21期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年5月29日(木曜日)  
午前10時  
(受付開始:午前9時30分)



**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年5月28日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月28日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇

株主総会日 議決権の数

〇〇〇〇〇〇

議決権の数を記入する欄

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

11. \_\_\_\_\_

12. \_\_\_\_\_

13. \_\_\_\_\_

14. \_\_\_\_\_

15. \_\_\_\_\_

16. \_\_\_\_\_

17. \_\_\_\_\_

18. \_\_\_\_\_

19. \_\_\_\_\_

20. \_\_\_\_\_

21. \_\_\_\_\_

22. \_\_\_\_\_

23. \_\_\_\_\_

24. \_\_\_\_\_

25. \_\_\_\_\_

26. \_\_\_\_\_

27. \_\_\_\_\_

28. \_\_\_\_\_

29. \_\_\_\_\_

30. \_\_\_\_\_

31. \_\_\_\_\_

32. \_\_\_\_\_

33. \_\_\_\_\_

34. \_\_\_\_\_

35. \_\_\_\_\_

36. \_\_\_\_\_

37. \_\_\_\_\_

38. \_\_\_\_\_

39. \_\_\_\_\_

40. \_\_\_\_\_

41. \_\_\_\_\_

42. \_\_\_\_\_

43. \_\_\_\_\_

44. \_\_\_\_\_

45. \_\_\_\_\_

46. \_\_\_\_\_

47. \_\_\_\_\_

48. \_\_\_\_\_

49. \_\_\_\_\_

50. \_\_\_\_\_

51. \_\_\_\_\_

52. \_\_\_\_\_

53. \_\_\_\_\_

54. \_\_\_\_\_

55. \_\_\_\_\_

56. \_\_\_\_\_

57. \_\_\_\_\_

58. \_\_\_\_\_

59. \_\_\_\_\_

60. \_\_\_\_\_

61. \_\_\_\_\_

62. \_\_\_\_\_

63. \_\_\_\_\_

64. \_\_\_\_\_

65. \_\_\_\_\_

66. \_\_\_\_\_

67. \_\_\_\_\_

68. \_\_\_\_\_

69. \_\_\_\_\_

70. \_\_\_\_\_

71. \_\_\_\_\_

72. \_\_\_\_\_

73. \_\_\_\_\_

74. \_\_\_\_\_

75. \_\_\_\_\_

76. \_\_\_\_\_

77. \_\_\_\_\_

78. \_\_\_\_\_

79. \_\_\_\_\_

80. \_\_\_\_\_

81. \_\_\_\_\_

82. \_\_\_\_\_

83. \_\_\_\_\_

84. \_\_\_\_\_

85. \_\_\_\_\_

86. \_\_\_\_\_

87. \_\_\_\_\_

88. \_\_\_\_\_

89. \_\_\_\_\_

90. \_\_\_\_\_

91. \_\_\_\_\_

92. \_\_\_\_\_

93. \_\_\_\_\_

94. \_\_\_\_\_

95. \_\_\_\_\_

96. \_\_\_\_\_

97. \_\_\_\_\_

98. \_\_\_\_\_

99. \_\_\_\_\_

100. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

見本

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 【賛】の欄に○印
- 反対する場合 >> 【否】の欄に○印

### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 【賛】の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 【否】の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 【賛】の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

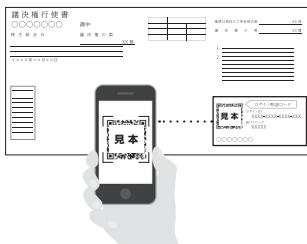
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

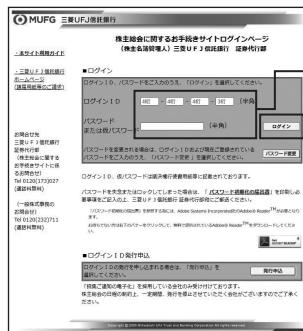


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ～株主総会ライブ配信・事前質問・ログイン方法についてのご案内～

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集通知到着時から2025年5月29日までとなります。

### 1. 株主総会ライブ配信日時

2025年5月29日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ 当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

### 2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時から2025年5月23日（金曜日）17時30分まで

### 3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

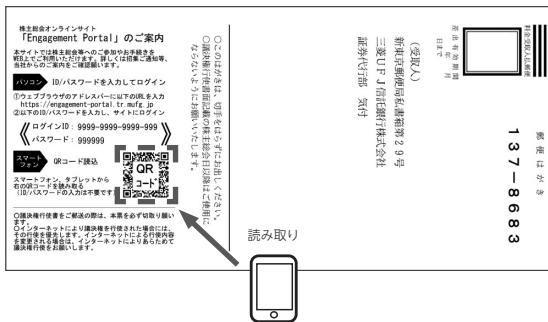
※ 同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知9頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

## (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

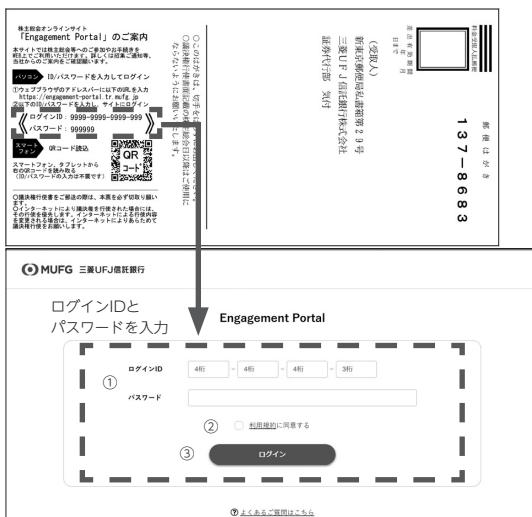


## (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



#### 4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

##### 【インターネット参加にかかるご注意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出等について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。**
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

## 5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

### 【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますのであわせてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

### ◀推奨環境▶

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

|          | PC                                             |                                   | モバイル              |                |                   |
|----------|------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|          | Windows                                        | Macintosh                         | iPad              | iPhone         | Android           |
| OS       | Windows 10以降                                   | MacOS X 10.13<br>(High Sierra) 以降 | iPadOS 14.0<br>以降 | iOS 14.0<br>以降 | Android 9.0<br>以降 |
| ブラウザ※各最新 | Google Chrome、<br>Microsoft Edge<br>(Chromium) | Safari、<br>Google Chrome          | Safari            | Safari         | Google Chrome     |

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

### 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時~17時、ただし、株主総会当日は9時~株主総会終了まで)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、事業運営の効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第44条、第45条及び第46条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第43条 (条文省略)<br>(事業年度)                                                                                            | 第1条～第43条 (現行どおり)<br>(事業年度)                                                                                             |
| 第44条 当社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から <u>翌年2月末日</u> までとする。<br>(期末配当金)                                                      | 第44条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までとする。<br>(期末配当金)                                                        |
| 第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>2月末日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。<br>(中間配当金) | 第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。<br>(中間配当金) |
| 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>8月末日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。  | 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。   |
| 第47条 (条文省略)                                                                                                          | 第47条 (現行どおり)                                                                                                           |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p style="text-align: center;">附則<br/>(事業年度変更に係る経過措置)</p> <p>第1条 第44条(事業年度)の規定にかかわらず、<br/>第22期事業年度は、2025年3月1日から<br/>2025年12月31日までの10カ月間とす<br/>る。</p> <p>2 第46条(中間配当金)の規定にかかわら<br/>ず、第22期の中間配当金の基準日は、<br/>2025年8月31日とする。</p> <p>3 本附則は、第22期事業年度の終了後、これ<br/>を削除する。</p> |

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2025年2月28日時点において繰越利益剰余金の欠損額1,404,655,684円を計上するに至っております。つきましては、繰越欠損を解消するとともに税負担の軽減を図ることを目的として、以下のとおり、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はなく、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額を702,327,842円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月15日を予定しております。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を702,327,842円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月15日を予定しております。

### 3. 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、下記のとおり、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,404,655,684円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,404,655,684円

#### (3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2025年7月15日

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                         | わか ばやし たく ろう<br>若 林 拓 朗<br>(1967年2月26日) | 1989年4月 株式会社リクルート入社<br>2001年4月 先端科学技術エンタープライズ株式会社<br>代表取締役<br>2005年11月 Xseed Partners 有限責任事業組合<br>組員<br>2011年5月 当社代表取締役<br>2015年9月 株式会社バイオメッドコア 代表取締役<br>2018年5月 当社代表取締役社長（現任）<br><br>(担当) 事業開発担当 | 6,900株                 |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>若林拓朗氏は、バイオベンチャー企業の経営や法務、財務面に豊富な知識と経験を有しており、当社の代表取締役として、バイオジェン社とのオプション契約締結及びCORXEL社との変更契約締結において中心的役割を果たしました。2018年5月に代表取締役社長就任後は、当社経営陣のトップとしてリーダーシップを発揮してまいりました。今後も、当社の成長・価値向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                   |                        |
| 2                                                                                                                                                                                                                                         | はす み けい じ<br>蓮 見 恵 司<br>(1957年9月13日)    | 2003年4月 東京農工大学教授<br>2005年6月 当社取締役<br>2011年5月 当社代表取締役社長<br>2018年5月 当社取締役<br>2021年7月 当社取締役会長（現任）<br>2023年4月 東京農工大学特任教授（現任）<br><br>(担当) 研究担当                                                         | 804,000株               |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>蓮見恵司氏は、研究者としての幅広い知見を有する当社創業研究者であり、SMTP化合物群の発見、TMS-007の開発をはじめとする当社の創薬研究において中心的な役割を担ってまいりました。今後も、TMS-008の開発等、創薬研究の発展に貢献いただけるものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>                                                           |                                         |                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                     | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                             | い と う 剛<br>藤 剛<br>(1970年5月1日)          | 1993年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会<br>社）入社<br>1995年11月 株式会社三澤経営センター入社<br>2000年4月 株式会社サイエンティア（現One人事<br>株式会社）入社<br>2006年11月 同社管理部長<br>2018年2月 当社入社 管理部マネージャー<br>2018年5月 当社取締役(現任)<br><br>(担当) 管理担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 10,000株           |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>伊藤剛氏は、ベンチャー企業における企業運営や財務に関する豊富な知識と経験を有しており、2018年5月に当社取締役就任後、その経験を活かし当社の管理部門を指揮してまいりました。今後も当社の成長・企業価値向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                           |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |
| 4<br>※                                                                                                                                                                                                                                                                        | よ こ た なお ひ さ<br>横 田 尚 久<br>(1960年3月5日) | 1986年4月 フナイ薬品工業株式会社入社<br>(現サノフィ株式会社)<br>1989年1月 名城大学薬学部分析学教室助手<br>1990年3月 日本チバガイギー株式会社（現ノバルテ<br>イスファーマ株式会社）入社<br>1998年1月 同社 臨床開発・薬事部 臨床薬理室 室長<br>2000年12月 クインタイルズ株式会社入社<br>同社 臨床開発事業部 事業開発部<br>日本・韓国統括部長<br>2001年4月 ムンディファーマ株式会社入社<br>同社 開発本部長<br>2006年9月 サノフィ・アベンティス株式会社<br>(現サノフィ株式会社) 入社<br>同社 医薬開発本部 副部長<br>2010年11月 同社 執行役員 医薬開発本部長<br>2013年12月 同社 執行役員 アジアパシフィック<br>開発推進部長<br>2017年11月 同社 執行役員 研究開発部門長<br>2019年4月 同社 執行役員 研究開発部門長、開発企<br>画・調整本部長兼任<br>2024年11月 当社入社 研究開発部<br>シニアディレクター（現任） | -                 |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>横田尚久氏は、グローバル製薬企業の日本法人における研究開発分野において長年にわたり指導的役割を果たすなど、医薬品の臨床開発、研究機関との連携、規制当局とのコミュニケーション等において豊富な経験と高い専門性を有しており、日本のみならず、アジアやグローバル市場を視野に入れた研究開発戦略の立案及び実行に長年携わってきました。今後、当社のパイプラインの開発推進および新規創薬シーズの創出に向けてリーダーシップを発揮し企業価値向上に貢献することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                           | たか なし けん<br>高 梨 健<br>(1964年5月23日) | 1987年4月 三菱商事株式会社入社<br>1996年12月 SUASA KRISTAL(M) BERHAD<br>1998年11月 同社 取締役副社長<br>2002年12月 株式会社新日本科学 理事<br>2004年4月 株式会社新日本科学 執行役員<br>米国公認会計士登録<br>2004年6月 株式会社新日本科学 専務取締役<br>2012年7月 WAVE Life Sciences Ltd. Director (現任)<br>2015年4月 株式会社新日本科学PPD 取締役<br>2016年6月 株式会社新日本科学PPD 監査役(現任)<br>Satsuma Pharmaceuticals, Inc.<br>Director (現任)<br>2016年7月 株式会社新日本科学 取締役副社長<br>2017年6月 株式会社新日本科学 代表取締役副社長<br>(現任)<br>2020年3月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社新日本科学 代表取締役副社長 | —                 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>高梨健氏は、ライフサイエンス分野の企業経営について豊富な経験を有しており、その知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただいております。また、報酬委員会の委員として、委員会において積極的に意見を述べ、委員会の審議に貢献いただいております。今後も、同氏の豊富な知見を当社の経営に活かし、貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                         | な み か わ れ い こ<br>並 川 玲 子<br>(1953年9月15日) | 1979年3月 医師免許取得<br>1984年6月 愛知医科大学 助手<br>1988年10月 Systemix Inc., Senior Scientist<br>1993年4月 DNAX Research Institute, Senior<br>Research Associate<br>1997年4月 独立コンサルタントとして事業開発支援<br>2002年9月 Clearview Projects, Inc.<br>Executive Director, Science &<br>Medicine<br>2005年11月 独立コンサルタントとして非臨床・臨床<br>開発戦略、事業開発の支援（現職）<br>2007年3月 株式会社レグイミュン<br>Senior Vice President, Research and<br>Strategy<br>2014年8月 NapaJen Pharma, Inc. Board<br>Member<br>2017年11月 Promethera Biosciences , Board<br>Member<br>2021年5月 当社取締役（現任）<br>2022年6月 株式会社レグイミュン Executive<br>Vice President, Clinical<br>Development（現任）<br>2023年12月 Mitsui&Co.Global Investment,Inc.<br>Venture & Partner（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社レグイミュン Executive Vice President,<br>Clinical Development | -                 |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>並川玲子氏は、医師であり、海外を含む非臨床・臨床開発及び事業開発について豊富な知見を有しております。独立した立場の社外取締役として、主に専門的な観点から、当社の経営や事業運営について助言をいただいております、また、報酬委員会の委員として、委員会において積極的に意見を述べ、委員会の審議に貢献いただいております。今後も、その知見を独立した立場から当社の経営に活かし、貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 高梨健氏は、当社の株主（2025年2月28日時点の保有比率約3.6%）である株式会社新日本科学の代表取締役副社長であり、同社と当社との間には、外注委託の取引関係があります。

3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 高梨健氏及び並川玲子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 高梨健氏及び並川玲子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって高梨健氏が5年2カ月、並川玲子氏が4年になります。
6. 当社は、高梨健氏及び並川玲子氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、並川玲子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                 | こ ばやし のぶ あき<br>小 林 伸 明<br>(1954年10月30日) | 1978年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行<br>1997年4月 同行 立川支店長<br>2002年4月 同行 渋谷支店長兼渋谷法人営業部長<br>2004年4月 同行 室町支社長<br>2006年10月 株式会社学生情報センター 常務執行役員 開発本部長<br>2008年6月 株式会社イオン銀行入行 営業企画部長<br>2009年11月 同行 執行役員 法人営業部長<br>2014年4月 同行 執行役員 法務コンプライアンス部長<br>2015年4月 同行 執行役員 監査部長<br>2015年10月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 出向 海外事業本部長<br>2015年11月 AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.取締役<br>2016年9月 イオン・リートマネジメント株式会社 監査役<br>2017年5月 マックスバリュ東海株式会社 監査役<br>イオンペット株式会社 常勤監査役<br>2021年5月 当社常勤監査役（現任） | —              |
| <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br/>                     小林伸明氏には、出身分野である金融機関での業務経験を通じて培った専門的見地から、社外監査役として独立した立場から当社の経営の健全性や財務面のチェック機能を強化し、ガバナンス向上に寄与していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                 | ほん だ かず お<br>本 田 一 男<br>(1949年9月19日)  | 1974年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社<br>1979年8月 山之内製薬株式会社(現アステラス製薬株式会社)入社<br>1997年8月 同社 薬理研究所長<br>1999年6月 同社 国際開発部長<br>2003年8月 同社理事 信頼性保証本部副本部長<br>2004年4月 昭和大学薬学部 教授<br>2015年4月 当社入社 研究開発部長<br>2015年5月 当社取締役<br>2017年5月 当社常勤監査役(現任) | —              |
| <p><b>【監査役候補者とした理由】</b><br/> 本田一男氏は、製薬業界における豊富な実務経験を有し、特に研究開発、品質管理、薬事規制など、製薬業界特有の知識と深い見識を備えております。同氏には、これらの経験と知見を活かし、監査役として、当社の経営監視機能及びコンプライアンス体制の強化に寄与していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p>                                         |                                       |                                                                                                                                                                                                                                   |                |
| 3                                                                                                                                                                                                                                 | なか むら けん いち<br>中 村 健 一<br>(1975年7月9日) | 2002年10月 中央青山監査法人(みすず監査法人)入所<br>2006年4月 公認会計士登録<br>2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2009年7月 中村健一公認会計士事務所 開所(現任)<br>2010年9月 税理士登録<br>2013年5月 当社監査役(現任)<br>2024年6月 ホーチキ株式会社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>中村健一公認会計士・税理士事務所 代表         | 10,000株        |
| <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br/> 中村健一氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な実務経験を有しており、会計・財務の専門的見地から、当社の監査役として適任であると判断しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接経営に関与した経験はありませんが、社外監査役として独立した立場から取締役の職務執行を監査し、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけるものと考え、引き続き選任をお願いするものです。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                               | はせがわ ひろゆき<br>長谷川 紘之<br>(1976年8月13日) | 2001年10月 弁護士登録 (東京弁護士会)<br>長島・大野・常松法律事務所入所<br>2011年 4月 証券取引等監視委員会事務局入局<br>2013年 2月 片岡総合法律事務所入所<br>2014年 1月 同所 パートナー (現任)<br>2016年 3月 サイオステクノロジー株式会社 (現サイ<br>オス株式会社) 監査役<br>2017年 3月 同社 (現サイオス株式会社) 取締役監<br>査等委員 (現任)<br>2019年 5月 当社監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>片岡総合法律事務所パートナー | -              |
| <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br/>           長谷川紘之氏は、弁護士としての高い専門性と豊富な実務経験を有しており、法務・コンプライアンスの専門的見地から、当社の監査役として適任であると判断しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接経営に関与した経験はありませんが、社外監査役として取締役の職務執行を客観的かつ厳正に監査し、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資するものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林申明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小林申明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、小林申明氏が4年、中村健一氏が12年、長谷川紘之氏が6年となります。
4. 当社は、監査役全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、4氏の再任が承認された場合は、4氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社監査役を含む被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております (ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小林申明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、前事業年度に臨床パイプラインが1本から3本に増加いたしました。当事業年度(2024年3月1日～2025年2月28日)においては、パイプラインの着実な開発進展と、社内・社外両方のソースによるパイプラインの更なる拡大に取り組んできた結果、前臨床段階のパイプラインを1つ新たに追加するに至りました。なお、臨床入りパイプラインが3本に増加していること等を踏まえ、事業開発と臨床開発分野のエキスパート人材を採用し体制強化を図りました。既存パイプラインの開発においては、2025年2月にCORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited(以下「CORXEL」)(旧 Ji Xing Pharmaceuticals Hong Kong Limited)\*主導にてTMS-007(JX10)の第Ⅱ相/第Ⅲ相試験が開始され、当社では日本の臨床試験開始に向けた準備を進めております。また、TMS-008においては2024年12月に第Ⅰ相臨床試験における全ての被験者への投与・観察が完了し、当事業年度終了後の2025年4月にデータ・リードアウトを行いました。このような状況を鑑み、当社では万全な体制にてTMS-007をはじめとした各パイプラインの開発に臨むべく、当事業年度終了後の2025年3月にファイナンスの実施を決定いたしました。

※Ji Xing Pharmaceuticals Hong Kong Limitedは、2024年11月より社名をCORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limitedに変更いたしました。

#### A. パイプラインの概況

##### (a)TMS-007関連の活動

急性期脳梗塞を適応症とするTMS-007は、当社が前期第Ⅱ相臨床試験までの開発を行い、他のSMTP化合物ファミリーとともに導出した低分子化合物であり、現在はCORXELを主体として、グローバルで行う第Ⅱ相/第Ⅲ相臨床試験「ORION」が進められています。当社はTMS-007の日本における独占的な開発販売権と、日本を除く全世界における開発・販売に対するマイルストーン一時金及びロイヤリティを受領する権利を、CORXELから得ています。

TMS-007は、プラスミノージェンの立体構造変化を介した血栓溶解による血流再建と、可溶性エポキシドヒドロラーゼ阻害を機序とする抗炎症作用に基づく虚血再灌流障害の抑制というメカニズムを併せ持っており、単剤で「血流再建」と「虚血再灌流障害抑制」の双方の治療戦略に対応する薬剤候補です。そのため、t-PA等の薬剤及び薬剤候補物質に対する優位性があると考えられます。

当社が日本国内で実施した前期第Ⅱ相臨床試験において、TMS-007は良好な結果を収めております。現在、急性期脳梗塞治療薬として認可されている唯一の血栓溶解剤t-PAには、頭蓋内出血を助長する副作用のリスクがあることが知られております。この副作用リスクを軽減するため、t-PAの使用は原則として発症後4.5時間以内に制限されています。これに対して、出血リスクが低いと想定されるTMS-007の前期第Ⅱ相臨床試験においては、発症後12時間まで（TMS-007群の平均9.5時間）被験者を組み入れました。その結果、プラセボ群では米国国立衛生研究所脳卒中スケール（NIHSS）4以上の悪化を伴う症候性頭蓋内出血の発生頻度が2.6%（1/38）であったのに対して、TMS-007群では0%（0/52）であり、TMS-007の安全性が示されました。また有効性においても、生活自立度を評価するモディファイド・ランキン・スケール（mRS）のスコアのゼロ（全く症候がない）又は1（症候はあっても明らかな障害はない）への転帰率において、TMS-007は統計的な有意差を伴う有効性を示し、急性期脳梗塞のゴールド・スタンダード・エンドポイントを達成しております。

当事業年度においては、CORXELを主体として実施されている次相臨床試験開始準備に協力してまいりました。グローバル治験となる次相臨床試験については、2025年2月にCORXELによってORION（Optimizing Reperfusion to Improve Outcomes and Neurologic function）と名付けられ、第Ⅱ相/第Ⅲ相試験の開始が発表されました。当社においては、ORION試験に日本のパートナーとして参加する準備を進めております。

SMTP化合物関連の特許としては、「脳出血を治療又は予防するための薬剤及び該薬剤を用いて脳出血を治療又は予防する方法」について、2024年5月に日本で特許が成立いたしました（米国では2023年12月に特許成立）。

関連して、TMS-007の前期第Ⅱ相臨床試験に関する論文が、2024年11月に米国心臓協会（AHA: American Heart Association）/米国脳卒中協会（ASA: American Stroke Association）が発行する学術雑誌「Stroke」に掲載されました。また、2025年2月に米国ロサンゼルスで開催された「International Stroke Conference 2025」においては、CORXELがTMS-007（JX10）の発表を行いました。

## (b) JX09関連の活動

JX09は、治療抵抗性又はコントロール不良の高血圧患者さんの治療を適応とした、経口の低分子アルドステロン合成阻害剤です。アルドステロン合成酵素阻害剤においては、アルドステロン合成酵素であるCYP11B2のみを選択的に阻害し、類似した構造を持つCYP11B1（コルチゾール合成酵素）を阻害しないことが重要と考えられていますが、JX09はCYP11B2に対する高い選択性を示しており、ベスト・イン・クラスの可能性があると考えられます。

JX09について、当社は、CORXELより日本における独占的な開発販売権を許諾されていま

す。現在、CORXELによりオーストラリアにおいて第 I 相臨床試験が実施されており、当社は、今後日本での臨床試験を実施することにより、グローバル治験の一翼を担う計画を検討しています。

#### (c)TMS-008関連の活動

急性腎障害及びがん悪液質を適応症と想定し開発を進めているTMS-008については、血栓溶解作用をほとんど持たず、sEH阻害による抗炎症作用を有するSMTP化合物です。炎症性疾患を標的として広範な適応症が期待できると考えられます。

当社は、CORXELよりTMS-008における特定の適応に関して、全世界における独占的な開発製造販売権の許諾を得ています。

当事業年度においては、First-in-Human試験である第 I 相臨床試験を開始し、健康な成人男性を対象として2024年6月19日に第 1 例目投与を実施、同年12月に用量 5 段階漸増試験の全ての被験者への投与・観察を完了いたしました。当事業年度終了後の2025年3月に薬物動態・薬物力学・安全性等について、解析、評価が完了し、同年4月にデータ・リードアウトを公表いたしました。足元では次相試験に向けた準備を開始しています。TMS-008の急性腎障害の治療に関わる用途特許については、日本（2023年10月）、中国（2023年12月）に続いて、2024年11月に米国において特許成立となりました。

#### (d)TMS-010関連の活動

脊髄損傷を適応症とし、2022年7月に北海道大学とオプション契約を締結して評価を行ってきたシーズについて、2024年7月3日に同大学との間でライセンス契約を締結し、当社のパイプラインにTMS-010として追加いたしました。当社は当該ライセンス契約により全世界における独占的な開発製造販売権を取得しております。

脊髄損傷は、運動麻痺・感覚麻痺・排尿排便障害などに至ることがある重篤な疾患ですが、未だ効果的な薬剤がない状況にあります。北海道大学で見出された当該治療薬候補化合物は、血液脳脊髄関門（BBSCB：Blood-brain spinal cord barrier）の破綻を防ぐことで、脊髄の二次損傷を抑制する神経保護作用が期待できます。

当事業年度においては、当社は、臨床試験開始に必要な非臨床試験及びGMP製造レベルの製剤の検討を進めるとともに、臨床試験計画の策定を行っています。

#### (e)パイプラインの拡充に関連する活動

当社は、当事業年度において、社内プログラム及び社外プログラムの2つの軸において、パイプラインの拡充を図るための研究開発活動を積極的に推進しました。

社内プログラムにおいては、当社がこれまでSMTP化合物の研究開発によって培った可溶

性エポキシドヒドロラーゼ（sEH）阻害に関する知識と経験を活かし、AIを活用した化合物生成による阻害剤のデザインや天然物ライブラリーのスクリーニングを含む複数のアプローチを活用し、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を行いました。その中から有望な候補化合物を取得し、当該化合物の薬理・薬効評価及び毒性試験を進めました。また、TMS-008の開発対象となる適応の追加についても検討を進めました。社外プログラムにおいては、アカデミア等の研究機関や創薬企業等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価を継続しました。前述④に記載のTMS-010の他に、同じく北海道大学と独占評価を実施中のシーズについて、様々な観点からの評価活動を着実に実施しています。

## B. 体制強化

当社は臨床段階にあるパイプラインの増加を受け、臨床段階の製薬企業に成長しました。今後の更なる成長には臨床開発の迅速な進捗、事業開発や効率よい外部のイノベーションの獲得が必要であると考えています。そのため、臨床開発および事業開発の実績を有する経験豊富な人材を獲得しました。臨床開発に関しては、外資系製薬企業で研究開発の責任者としてグローバル臨床開発の豊富な経験を持つとともにstartupでの経験も有する人材を、また事業開発においては、大手製薬企業および国家機関において豊富な事業開発経験を持ち、グローバルな人的ネットワークを有する人材を、それぞれ採用することができました。

以上の結果、当事業年度の営業損失は907,791千円（前事業年度は943,253千円の営業損失）、経常損失は、営業外収益として受取配当金342,613千円を計上したため633,026千円（前事業年度は943,395千円の経常損失）、当期純損失は、特別損失として固定資産の減損損失26,572千円を計上したため660,548千円（前事業年度は960,040千円の当期純損失）となりました。なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績については記載を省略しております。

### ② 設備投資の状況

当事業年度においては、重要な設備投資及び重要な設備の除却又は売却はございません。

### ③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により、当事業年度において919千円の資金を調達いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                      | 第 18 期<br>(2022年 2 月期) | 第 19 期<br>(2023年 2 月期) | 第 20 期<br>(2024年 2 月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 2 月期) |
|----------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)                                              | 1,946,520              | —                      | —                      | —                                 |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)                        | 1,079,304              | △861,471               | △943,395               | △633,026                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)                    | 1,076,859              | △860,925               | △960,040               | △660,548                          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | 53.36                  | △25.28                 | △26.02                 | △16.38                            |
| 総 資 産 (千円)                                               | 2,739,781              | 3,790,215              | 3,554,754              | 3,032,269                         |
| 純 資 産 (千円)                                               | 2,453,001              | 3,714,053              | 3,457,065              | 2,815,487                         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                                      | 74.10                  | 101.55                 | 85.48                  | 69.23                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年9月21日付で1株につき40株の割合で株式分割を行っております。  
第18期事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

## (4) 対処すべき課題

### ①臨床パイプラインの開発推進

#### a)TMS-007 (JX10)

当社のリードパイプラインであるTMS-007は、CORXELが主体となりグローバルで行う第Ⅱ相/第Ⅲ相試験 (ORION試験) の開始が発表されました。

当社は、TMS-007の日本における事業化の権利を有しており、CORXELによるグローバルでの開発と連携した日本国内での開発に向け取組を進めるとともに、Joint Development and Commercialization Committee (共同開発商業化委員会) の活動を通じて、CORXELによるTMS-007 (JX10) の開発に関して積極的に関与し、開発の加速を目指してまいります。

## b)JX09

治療抵抗性又は制御不能な高血圧を適応としてCORXELが開発中のJX09について、当社は、同社との提携により日本国内における事業化の権利を獲得いたしました。

JX09はオーストラリアにおいて第Ⅰ相臨床試験が開始されており、当社は、Joint Development and Commercialization Committee（共同開発商業化委員会）等を活用してCORXELとの連携を強め、CORXELによるグローバルでの開発と連携する日本国内での開発を適切な時期に開始できるよう準備を進めます。

## c)TMS-008

sEH阻害を主たる作用機序とするTMS-008は、多様な炎症性疾患に対する治療薬となり得る可能性を秘めております。TMS-008は急性腎障害を適応に第Ⅰ相臨床試験を実施し、全ての被験者様への投与を完了しております。当社は、当該試験データの解析を進めており、安全性、忍容性、薬物動態等を確認した上で、次相開発の方針を決定いたします。

### ②パイプラインの拡充

TMS-007、TMS-008及びTMS-009は、同じSMTP化合物ファミリーに属しており、類似した作用機序を有しております。当社は、ポートフォリオの幅を広げることを目的に、SMTP化合物以外のパイプラインの拡充に努めております。脊髄損傷を適応症とするTMS-010について、北海道大学とライセンス契約を締結してパイプラインに加え、開発を進めている他、SMTP化合物の開発を通じて得られた知見に基づき、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を進めるとともに、外部アセットの導入に向けて、アカデミアや研究機関等の早期研究段階の創薬シーズ等を導入することでSMTP化合物ファミリー以外のパイプラインの拡充を目指しており、複数のシーズの探索を行い、絞り込んだ候補の評価を進めております。

### ③事業開発活動の推進

当社は、製薬会社との提携により、開発リスクを低減しつつ、契約一時金・マイルストーン収益を得ながら開発を進め、上市後にはロイヤリティを受領することを基本的な事業モデルとしております。

当社は、臨床パイプラインの増加を受け、今後の収益化を見据えた事業開発活動の重要性が増しております。今後の当社の事業戦略を立案し、継続的かつ広範な事業開発活動を行うため事業開発部を新設し、豊富な事業開発経験とグローバルな人的ネットワークを有する人材を採用して、事業開発体制活動の推進体制を構築しており、パイプラインそれぞれの価値を最大化できるよう、適切な戦略を立てて事業開発活動を推進してまいります。

#### ④人材の確保と組織体制強化

新規作用機序に基づく医薬品開発は、誰も歩んだことがない道を進むようなものであり、医薬品の研究開発の中でも特に高度な能力と経験を要するミッションであると考えられます。このため、優秀な人材確保と、優秀な人材がその能力をいかんなく発揮できる組織体制作りが必須となります。当社では、特に、専門分野ごとの縦割り型ではなく、研究・製造・薬事・開発等に専門性を有する人材が自由闊達に議論を交わせるような組織作りを目指すとともに、優秀な人材の採用を積極的に行ってまいります。

#### ⑤財務基盤の拡充

創薬ベンチャー企業においては、研究段階からパイプラインの開発の進展に伴って多額の資金が必要となります。当社においては、パイプライン育成・獲得のための研究開発投資推進の他、臨床開発段階のパイプラインの増加に伴い、資金需要のより一層の増加が予想されます。

当社は、TMS-007 (JX10) のORION試験の万全な体制での実施、確実な遂行と、パイプラインの拡充、開発の進展に向けた安定的な財務基盤を確保するため、2025年3月に新株予約権によるファイナンスの実施を決定いたしました。引き続き、積極的な研究開発活動を続けていくため、マイルストーン収入等の収益、金融機関等からの借り入れや株式市場からの資金調達、補助金の活用などを通じて、資金調達の多様性を確保しつつ必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務的基盤の拡充・安定化を図ります。

**(5) 主要な事業内容** (2025年2月28日現在)

当社は、主に医薬品の研究、開発を行っております。日本を中心としたアカデミア、研究機関、創薬企業等による新規かつ差別化された作用機序に基づく独自の医薬品をグローバルの医薬品市場へつなぎ、上市することを目的としております。

当社は、SMTP化合物の医薬品としての開発を推進するとともに、同化合物の研究開発により培った可溶性エポキシドヒドロラーゼ (sEH) 阻害に関する知見と技術力を活かした新たな化合物の探索、及び外部機関が保有する早期研究段階のシーズからの探索を進め、アンメット・メディカル・ニーズに応えるべく創薬研究を行っております。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

**(6) 主要な営業所及び工場** (2025年2月28日現在)

|   |   |                              |
|---|---|------------------------------|
| 本 | 社 | 東京都府中市府中町一丁目9番地 京王府中1丁目ビル11階 |
|---|---|------------------------------|

**(7) 使用人の状況** (2025年2月28日現在)

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 18 (3) 名 | 4名増       | 44.2歳 | 3.8年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、定年後再雇用社員は従業員数に含めております。臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員を含む。) は最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年2月28日現在)

該当事項はございません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はございません。

## 2. 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 40,330,067株 (自己株式10株を含む)  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は25,700株増加しております。  
(3) 株主数 10,950名  
(4) 大株主

| 株主名                                                                                                                                   | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合                                                                                                                | 4,107,920 | 10.18   |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                                                                                           | 3,659,487 | 9.07    |
| T H V P - 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                                                                                                     | 2,845,960 | 7.05    |
| 株 式 会 社 新 日 本 科 学                                                                                                                     | 1,433,320 | 3.55    |
| 山 本 哲 郎                                                                                                                               | 925,000   | 2.29    |
| 蓮 見 恵 司                                                                                                                               | 804,000   | 1.99    |
| ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合                                                                                                                | 664,380   | 1.64    |
| 〇 C P 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                                                                                                         | 619,500   | 1.53    |
| B N P P A R I B A S L O N D O N B R A N C H<br>F O R P R I M E B R O K E R A G E C L E A R<br>A N C E A C C F O R T H I R D P A R T Y | 600,000   | 1.48    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                                                                                       | 530,500   | 1.31    |

(注) 持株比率は、自己株式(10株)を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                               | 第 5 回 新 株 予 約 権                                 |
|------------------------|---------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2017年3月28日                                    | 2020年5月29日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 9,600個                                        | 22,267個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1 |                     | 普通株式 384,000株<br>(新株予約権1個につき 40株)             | 普通株式 890,680株<br>(新株予約権1個につき 40株)               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 4,000円<br>(1株当たり 100円)             | 新株予約権1個当たり 6,000円<br>(1株当たり 150円)               |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2019年3月29日から<br>2027年3月28日まで                  | 2022年5月30日から<br>2030年5月29日まで                    |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                         | (注) 3                                           |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | —                                             | 新株予約権の数 16,535個<br>目的となる株式数 661,400株<br>保有者数 3名 |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 2,000個<br>目的となる株式数 80,000株<br>保有者数 1名 | —                                               |

- (注) 1. 2021年9月21日付株式分割（普通株式1株を40株とする）により、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が調整されております。
2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。  
②対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。ただし、取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。
3. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。  
② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。  
③ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。  
④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

|                            |                     | 第 6 回 新 株 予 約 権                                | 第 7 回 新 株 予 約 権                                 |
|----------------------------|---------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                  |                     | 2021年2月15日                                     | 2021年2月26日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数              |                     | 5,975個                                         | 16,100個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1     |                     | 普通株式 239,000株<br>(新株予約権1個につき 40株)              | 普通株式 644,000株<br>(新株予約権1個につき 40株)               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額        |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 6,000円<br>(1株当たり 150円)              | 新株予約権1個当たり 6,000円<br>(1株当たり 150円)               |
| 権 利 行 使 期 間                |                     | 2023年2月16日から<br>2031年2月15日まで                   | 2023年2月27日から<br>2031年2月26日まで                    |
| 行 使 の 条 件                  |                     | (注) 2                                          | (注) 2                                           |
| 役 員 の<br>保 有 状 況           | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 3,000個<br>目的となる株式数 120,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 16,100個<br>目的となる株式数 644,000株<br>保有者数 1名 |
|                            | 監 査 役               | —                                              | —                                               |

(注) 1. 2021年9月21日付株式分割（普通株式1株を40株とする）により、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が調整されております。

2. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

|                        |                     | 第 8 回 新 株 予 約 権              |          |
|------------------------|---------------------|------------------------------|----------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2023年6月15日                   |          |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 1,406個                       |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式                         | 140,600株 |
|                        |                     | (新株予約権1個につき)                 | 100株)    |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権1個当たり                   | 31,400円  |
|                        |                     | (注) 1                        |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり                   | 100円     |
|                        |                     | (1株当たり)                      | 1円)      |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年7月11日から<br>2038年7月10日まで |          |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                        |          |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                      | 671個     |
|                        |                     | 目的となる株式数                     | 67,100株  |
|                        |                     | 保有者数                         | 4名       |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                      | 114個     |
|                        |                     | 目的となる株式数                     | 11,400株  |
|                        |                     | 保有者数                         | 2名       |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数                      | 98個      |
|                        |                     | 目的となる株式数                     | 9,800株   |
|                        |                     | 保有者数                         | 4名       |

(注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。

2. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

③ 本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満

の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。(次号において同じ。)

ii) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

iii) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       | 第 9 回 新 株 予 約 権            |         |
|------------------------|-------|----------------------------|---------|
| 発 行 決 議 日              |       | 2024年7月18日                 |         |
| 新 株 予 約 権 の 数          |       | 458個                       |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式                       | 45,800株 |
|                        |       | (新株予約権1個につき)               | 100株    |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権1個当たり                 | 20,418円 |
|                        |       | (注) 1                      |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり                 | 100円    |
|                        |       | (1株当たり)                    | 1円)     |
| 権 利 行 使 期 間            |       | 2024年8月3日から<br>2039年8月2日まで |         |
| 行 使 の 条 件              |       | (注) 2                      |         |
| 使用人等への<br>交 付 状 況      | 当社使用人 | 新株予約権の数                    | 458個    |
|                        |       | 目的となる株式数                   | 45,800株 |
|                        |       | 交付対象者数                     | 5名      |

(注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。

2. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

③ 本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし(以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。)、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執

行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）

ii) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

iii) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                       |
|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 若 林 拓 朗   | 事業開発担当                                                        |
| 取 締 役 会 長     | 蓮 見 恵 司   | 研究担当                                                          |
| 取 締 役         | 伊 藤 剛     | 管理担当                                                          |
| 取 締 役         | 稲 村 典 昭   | 開発担当                                                          |
| 取 締 役         | 高 梨 健     | 株式会社新日本科学 代表取締役副社長                                            |
| 取 締 役         | 並 川 玲 子   | 株式会社レグイミューン Executive Vice President,<br>Clinical Development |
| 常 勤 監 査 役     | 小 林 伸 明   |                                                               |
| 常 勤 監 査 役     | 本 田 一 男   |                                                               |
| 監 査 役         | 中 村 健 一   | 中村健一公認会計士・税理士事務所 代表                                           |
| 監 査 役         | 長 谷 川 紘 之 | 片岡総合法律事務所パートナー                                                |

- (注) 1. 取締役高梨健氏及び並川玲子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林伸明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中村健一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役並川玲子氏、監査役小林伸明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年7月16日をもって代表取締役社長の若林拓朗氏が事業開発担当になっております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、取締役の報酬の決定方針として、取締役会で承認された「役員報酬に関する内規」を定めております。また、取締役の報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の諮問機関として社外役員が委員の過半数を占める報酬委員会を設置しております。「役員報酬に関する内規」により定めた取締役の報酬の内容に関する決定方針の内容は概ね以下のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、基本報酬以外の金銭報酬としての役員賞与、及び非金銭報酬としてのストック・オプション報酬により構成されます。各取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、個別の報酬について代表取締役社長が原案を作成して報酬委員会に諮り、その意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、その職責や貢献度、業務の遂行状況、他社水準等を参考に決定しております。役員賞与及びストック・オプション報酬は、当社の業績及び事業環境に関する見通し等を総合的に勘案して支給又は付与の是非を決定するものとし、これを支給又は付与する場合の金額等は、その職責及び貢献度、業務の遂行状況を総合的に考慮して決定することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「役員報酬に関する内規」と整合しており、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 監査役の報酬等の内容に係る決定に関する方針等

監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としてのストック・オプション報酬により構成されます。各監査役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |                    | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|---------|--------------------|----------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等             |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 98,561千円<br>(13,793) | 89,100千円<br>(12,600) | —       | 9,461千円<br>(1,193) | 6名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 19,325<br>(13,943)   | 18,300<br>(13,200)   | —       | 1,025<br>(743)     | 4<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 117,887<br>(27,736)  | 107,400<br>(25,800)  | —       | 10,487<br>(1,936)  | 10<br>(5)      |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年5月28日開催の第17回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。また、上記年額報酬とは別枠で、2023年5月30日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額135百万円以内（うち、社外取締役については、年額15百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年5月28日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。また、上記年額報酬とは別枠で、2023年5月30日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額15百万円以内と決議しております。両株主総会終結時点の監査役の員数は、いずれも4名（うち、社外監査役は3名）です。
3. 非金銭報酬等の額には、取締役6名及び監査役4名に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の当期に係る費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高梨健氏は、株式会社新日本科学の代表取締役副社長であります。株式会社新日本科学は当社の株式を保有しており（2025年2月28日時点の保有比率約3.6%）、また、当社と当社との間には外注委託の取引関係がありますが取引額は僅少（当社の支払金額が同社の売上高に占める割合は0.2%未満）です。
  - ・取締役並川玲子氏は、株式会社レグイミューンのExecutive Vice President, Clinical Developmentであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役中村健一氏は、中村健一公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役長谷川紘之氏は、片岡総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                              |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 高 梨 健   | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主にライフサイエンス分野の企業経営における見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に長年の豊富な経営者としての立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席して適宜発言を行い、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に貢献しております。     |
| 取締役 | 並 川 玲 子 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。主に医師としての専門の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に海外を含む非臨床・臨床開発及び事業開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席して適宜発言を行い、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に貢献しております。 |
| 監査役 | 小 林 伸 明 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。出身分野である金融機関での業務経験を通じて培った専門の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務及び内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。                                                               |
| 監査役 | 中 村 健 一 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理・財務面について適宜、必要な発言を行っております。                                                                         |

| 地 位 | 氏 名    | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                   |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 長谷川 紘之 | <p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 15,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,537   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、英文財務諸表の作成における助言指導等の業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,029,096</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>216,781</b>    |
| 現金及び預金             | 2,922,950        | 未払金                  | 90,935            |
| 貯蔵品                | 405              | 未払費用                 | 100,338           |
| 前渡金                | 45,888           | 未払法人税等               | 12,201            |
| 前払費用               | 13,061           | 賞与引当金                | 4,200             |
| 未収消費税等             | 46,549           | その他                  | 9,106             |
| その他                | 240              | <b>負 債 合 計</b>       | <b>216,781</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,172</b>     | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>0</b>         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,791,891</b>  |
| 建物                 | 3,943            | 資本金                  | 1,510,203         |
| 工具、器具及び備品          | 94,848           | 資本剰余金                | 2,686,346         |
| 減価償却累計額            | △98,791          | 資本準備金                | 1,759,702         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,172</b>     | その他資本剰余金             | 926,643           |
| その他                | 3,172            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△1,404,655</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,032,269</b> | その他利益剰余金             | △1,404,655        |
|                    |                  | 繰越利益剰余金              | △1,404,655        |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△2</b>         |
|                    |                  | 新株予約権                | 23,596            |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,815,487</b>  |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,032,269</b>  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年3月1日から  
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     | 金 額            |
|-----------------------------|---------|----------------|
| 営 業 収 益                     |         | -              |
| 営 業 費 用                     |         |                |
| 研 究 開 発 費                   | 621,099 |                |
| そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 286,692 | 907,791        |
| 営 業 損 失                     |         | <b>907,791</b> |
| 営 業 外 収 益                   |         |                |
| 受 取 配 当 金                   | 342,613 |                |
| 還 付 加 算 金                   | 27      |                |
| そ の 他                       | 14      | 342,654        |
| 営 業 外 費 用                   |         |                |
| 特 許 実 施 料 等                 | 67,862  |                |
| そ の 他                       | 26      | 67,889         |
| 経 常 損 失                     |         | <b>633,026</b> |
| 特 別 損 失                     |         |                |
| 減 損 損 失                     | 26,572  | 26,572         |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |         | <b>659,598</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 950     | 950            |
| 当 期 純 損 失                   |         | <b>660,548</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

株式会社ティムス  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

東京事務所

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 福 田 日 武 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 小 川 聡   |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティムスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月18日

| 株式会社ティムス |         | 監査役会 |    |
|----------|---------|------|----|
| 常勤監査役    | (社外監査役) | 小林   | 伸明 |
| 常勤監査役    |         | 本田   | 一男 |
| 社外監査役    |         | 中村   | 健一 |
| 社外監査役    |         | 長谷川  | 紘之 |

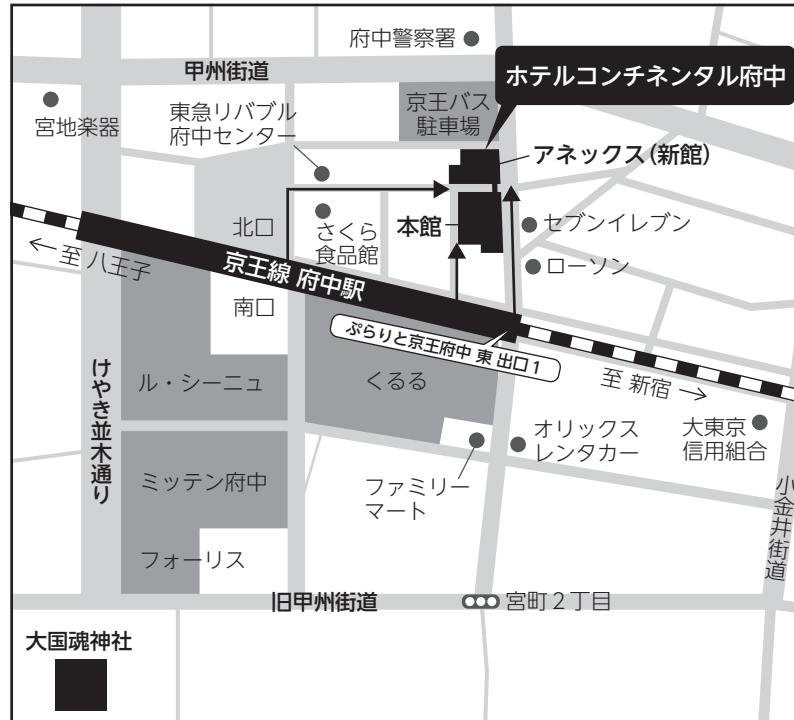
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都府中市府中町一丁目5番1号

ホテルコンチネンタル府中 本館2階 楓の間

TEL 042-333-7111



交通 京王線新宿駅より特急20分 府中駅北口より徒歩1分

J R南武線/ J R武蔵野線 府中本町駅より徒歩15分

J R中央線国分寺駅よりバスで10分 府中駅下車徒歩1分